

京都市における指定通所介護事業所等で提供する  
宿泊サービスの事業の人員、設備及び  
運営に関する条例（仮称）の制定に関する提言書

平成 28 年 8 月 20 日

一般社団法人 全国通所介護事業者連絡会  
代表理事 藤田英明  
電話：03-6880-2396

株式会社日本介護福祉グループ  
取締役社長 小柳壮輔  
電話：03-5825-4576

株式会社 和道文化サービス  
代表取締役 西村寛和  
電話：075-746-3518

この度、京都市より『「京都市における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例（仮称）」の制定に関する市民意見募集について』（以下「当意見募集」と言います。）が公表され、平成28年8月22日を締め切りとして、意見募集が受付されておりますので、宿泊サービスを提供する通所介護事業所に多数入会いただいている一般社団法人全国通所介護事業者連絡会と、宿泊サービスを提供する通所介護事業所「茶話本舗」をFC（フランチャイズ）チェーンとして全国、で運営する株式会社日本介護福祉グループと、京都市内で「茶話本舗」のFC（フランチャイズ）事業所を4事業所運営する株式会社和道文化サービスとして、連名にてその見解と提言を下記に記載いたしました。全国でおよそ3,000ヶ所の通所介護事業所に会員として入会いただいている事業者連絡会の意見として、またいわゆる「お泊りデイ」最大手の事業者の現場の声として受け止めご確認頂き、是非とも、最終決定に際して、提言内容をご検討頂くと共に、京都市としてのお考えも併せてお聞かせ頂きたくお願い申し上げます。

#### ◆本条例（案）への我々の見解

本条例（案）の目的に記載されている「宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき基準を定めることにより、宿泊サービスの利用者の尊厳の保持及び安全確保を図るものです。」という本条例（案）の趣旨には大いに賛同し、我々及び(株)日本介護福祉グループが指導・監督を行っているフランチャイズ加盟店が運営する京都市の「茶話本舗」全事業所については、本条例（案）正式決定後、速やかに公表を行うことと致します。また、本条例（案）作成においては、現場の実情を斟酌頂き、現実的な条例（案）を作成頂いたことに深く感謝申し上げます。他方で、本条例（案）の中身において、一部事案は、今後の決定過程において、変更頂きたい内容があり、以下に提言を取りまとめております。

#### 提言1. 連続宿泊日数の制限について

ご承知のとおり、(社)全国通所介護事業者連絡会の会員事業所や(株)日本介護福祉グループで運営する「茶話本舗」事業所においては、長期宿泊サービス利用者が存在致します。本来、いわゆる「お泊りデイ」事業所や「茶話本舗」の宿泊サービスは一時的な利用を想定としたサービスでありました。やむを得ず在宅での生活が困難な利用者のうち、経済的な事由から、住み慣れた地域での施設への入居が出来ない又は、長期間施設の入居待ちの状態である方の多くが長期宿泊サービスを利用されております。京都市内における施設整備（小規模多機能型居宅介護、ショートステイ等）の抜本的解決が図れないなかで、長期宿泊サービス利用者への日数制限を設けることは、行き場を失う多くの利用者を発生させることへと繋がり、利用者の安全確保へ大きな妨げとなることが予測されることから、長期宿泊サービス利用者への日数制限を設けない又は、現状より更に柔軟な解釈を認めて頂くことを切に望みます。

具体的には、本条例（案）の「4 主な内容」の中にある、「利用者の連続して宿泊サービスを提供する日数は7日以内とすること（家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日まで可能）」の部分です。この「補足説明」として「利用者の心身の状態の悪化を招くおそれのある連続した宿泊を避けるため、小規模多機能事業所で一時的に宿泊する基準を参考に設定します。」と、その基準の概要の根拠が示されております。また、平成28年4月の京都市高齢者施策推進協議会発の「デイサービス事業所における法定外の宿泊サービスに対する今後の対応について」の中にも、本日数についての根拠が【趣旨】の中で示されており、そこには「通常のショートステイは30日間を連続利用の限度としているが、ケアプランに位置付けられていない緊急のショートステイを実施する際の加算対象日数については7日（やむを得ない事情がある場合は14日）に制限されており、また小規模多機能型居宅介護における登録者以外の短期利用についても同様の日数で制限されている」とあります。しかし、我々が提供する宿泊サービスはケアプランにも位置付けられるものであり、宿泊サービスを利用する利用者は全て利用契約を交わした登録者でありますので、この定義には当てはまらないと考えます。

御市は、当意見募集の「3 基準の基本的な考え方」で、国が策定した「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」（ガイドライン）を最低限の基準として、介護保険法に基づく他の事業の基準を参考としたうえで、基準を設定しますとされておりますので、ガイドラインの示す「緊急時又は短期的な利用」という言葉の過度な拡大解釈はせず、短期入所生活介護（ショートステイ）の基準である、連続利用日数30日、それ以上の緊急利用については7日、さらにやむを得ない事情がある場合は14日という日数制限にして頂くことを強く望みます。

## 提言2. 現在の長期宿泊サービス利用者に対する基準遵守の猶予期間を設けること

上述した提言1が解決されない場合、現在の長期宿泊サービス利用者に対しては、ご本人やご家族の状況、状態を鑑み、2年程度（次回平成30年4月の法改正のタイミングまで）の猶予期間を設けて基準の遵守に努めることと致します。新規の長期宿泊サービス利用者は断腸の想いでサービス提供をお断りする方針であります。望むことではありませんが、万一の際は、提言2の対応を実施することに一定の理解と配慮を望みます。

以上

### 【本件に関するお問い合わせ先】

(社)全国通所介護事業者連絡会

事務局 錦織麻衣佳

[TEL:03-6880-2396](tel:03-6880-2396)

(株)日本介護福祉グループ

FC 事業部長 中村暢孝

[TEL:052-462-8630](tel:052-462-8630)